

春日部市環境センター条例の一部を改正する条例

春日部市環境センター条例（平成17年条例第112号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前								
<p>目次</p> <p>第2章 <u>汚泥再生処理センター</u>（第4条—第9条） （名称及び位置）</p> <p>第2条</p> <p>(1) し尿処理施設</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>春日部市汚泥再生処理センター</u></td> <td style="text-align: center;">春日部市豊野町三丁目6番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 <u>汚泥再生処理センター</u> （業務）</p> <p>第4条 <u>春日部市汚泥再生処理センター</u>（以下「<u>汚泥再生処理センター</u>」という。）は、し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の処理に関する業務を行う。 （使用の承認及び制限）</p> <p>第5条 <u>汚泥再生処理センター</u>において、し尿等を処分しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>汚泥再生処理センター</u>の処理能力に応じて、搬入を制限することができる。 （搬入時間）</p> <p>第6条 <u>汚泥再生処理センター</u>の搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。 （休所日）</p> <p>第7条 <u>汚泥再生処理センター</u>の休所日は、次に掲げるとおりとする。 (3) <u>12月31日</u>から翌年の1月3日までの日 （損害賠償）</p> <p>第9条 使用者は、<u>汚泥再生処理センター</u>の施設、設備等に損害を与えたときは、市長の指示に従い、直ちに原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p>	名称	位置	<u>春日部市汚泥再生処理センター</u>	春日部市豊野町三丁目6番地	<p>目次</p> <p>第2章 <u>し尿処理場</u>（第4条—第9条） （名称及び位置）</p> <p>第2条</p> <p>(1) し尿処理施設</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>春日部市し尿処理場</u></td> <td style="text-align: center;">春日部市豊野町三丁目6番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 <u>し尿処理場</u> （業務）</p> <p>第4条 <u>春日部市し尿処理場</u>（以下「<u>し尿処理場</u>」という。）は、し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の処理に関する業務を行う。 （使用の承認及び制限）</p> <p>第5条 <u>し尿処理場</u>において、し尿等を処分しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>し尿処理場</u>の処理能力に応じて、搬入を制限することができる。 （搬入時間）</p> <p>第6条 <u>し尿処理場</u>の搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。 （休所日）</p> <p>第7条 <u>し尿処理場</u>の休所日は、次に掲げるとおりとする。 (3) <u>12月29日</u>から翌年の1月3日までの日 （損害賠償）</p> <p>第9条 使用者は、<u>し尿処理場</u>の施設、設備等に損害を与えたときは、市長の指示に従い、直ちに原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p>	名称	位置	<u>春日部市し尿処理場</u>	春日部市豊野町三丁目6番地
名称	位置								
<u>春日部市汚泥再生処理センター</u>	春日部市豊野町三丁目6番地								
名称	位置								
<u>春日部市し尿処理場</u>	春日部市豊野町三丁目6番地								

附 則

この条例は、平成29年3月1日から施行する。